

県有施設のあり方見直し最終報告の概要

県有施設のあり方見直しについて

- 少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など、地方財政をめぐる環境は厳しさを増している。
- また、多くの県有施設が設置から長期間経過し、施設を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、施設に対する県民の利用需要も変化している。
- こうした厳しい財政状況や社会情勢の変化を踏まえると、県有施設について、その必要性を改めて検討し、運営形態の見直しや、廃止、縮小を含めて施設のあり方を見直すことが必要となっている。
- そこで、県有施設91施設の中から、次の視点により見直し対象とする10施設を選定し、あり方見直しの検討を行った。

①県の支出超過が大きいもの	②近い将来に多額の改修費が見込まれるもの
③他県の見直し事例などから民間活力の活用等が見込まれるもの	④利用者数が低迷しているもの

検討の経過

令和元年11月～	見直し対象施設の選定 基礎調査(91施設)、ヒアリング(22施設)	9月	第2回県有施設のあり方見直し委員会 中間報告案について意見聴取
令和2年1月	第1回県有施設のあり方見直し委員会 専門的見地や県民の視点から意見を聴取することを目的に設置。第1回委員会では、見直し対象とする施設について意見聴取。	10月	中間報告の公表 県議会行財政改革特別委員会で公表
2月	見直し対象施設（10施設）の公表 R2当初予算案発表時に公表	10月～11月	県議会行財政改革特別委員会による調査等 現地調査、参考人招致等
4月～	各施設の方向性の検討 ※以降、市町村や関係団体等と適宜意見交換	12月	県議会「『県有施設のあり方見直し中間報告』に関する決議」
6月～7月	見直し対象施設の現地調査	令和3年2月	第3回県有施設のあり方見直し委員会 最終報告の方向性について意見聴取
		3月	最終報告の公表
		10月	最終報告の改定

1 群馬県民会館（所在地：前橋市）

(1) 課題

- 老朽化した施設を**存続させるためには約30億円の改修費用が必要**であり、その費用をかけても解決できない課題（駐車場不足、バリアフリー化等）もある。また、**毎年1億円以上の運営費が必要**。
- 利用者数は、ピーク時の半分程度まで減少。多くの県民にとっては、県内の他のホールでの鑑賞機会が増えている。利用目的でも、県民の発表の場としては減少。**今後の人口減少を踏まえると、県民の発表の場としての2千席規模の利用は限定的**。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 前橋市が関わってくるとしても、今後も施設を継続して利用するためには、バリアフリーに対応することが難しいなどの課題が残されている。
- 改修工事に30億円かけるということは、すぐに実行できることではないと思う。前橋市と協議した上で、その結果を待つという方法でよいと思う。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

多大な費用をかけてまで、県有施設として将来にわたって維持し続ける必要性は低い。

- 県内各地にホールが設置されるなどの環境の変化を踏まえると、県有施設としてのハード面の役割は低下。
- 一方、前橋市や前橋市議会等から存続の要望があるなど、地域にとっては利用が見込まれる施設である。

見直しの方向性

大ホール及び附帯施設のみの利用に縮小し、当面の間、施設を存続させる。

- 大ホールは地域にとっては一定の利用が見込まれるため、前橋市と連携し、当面の間、その機能を存続させる。
- 前橋市まちづくり公社を指定管理者とし、効率的な管理運営を図る。
- 管理運営費を削減するとともに、多大な費用を要する大規模改修は行わない。
- 新たな運営方法について、評価を行う。

スケジュール

令和3年度

県・市連携PTによる検討

指定管理者選定手続・引継ぎ

令和4年度以降

新たな指定管理者による管理運営

2 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク（所在地：渋川市）

(1) 課題

- 氷の維持管理にかかる電気料金に多くの費用を要するため、**毎年約1億5千万円の運営費**が必要。また、**他県の施設と比較して使用料（利用料金）収入が低い水準**にあり、収支を改善できる余地がある。
- 施設全体として老朽化が進行し、今後計画的に修繕・改修を進めていく必要がある。**今後10年間における主な修繕費用は、特に老朽化が著しいリンクハウスの建替を行う場合で約9億円**を見込んでいる。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 本県の特徴を考えて、必要な施設を選ぶことが重要。オリンピック選手を輩出するなど、本県の特徴として残しておくべき。
- 指定管理者が変更後の利用者数の大幅改善は素晴らしいと思う。
- 収支の改善方法がいろいろあると思うので、残す方向でよいのではないかと思う。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

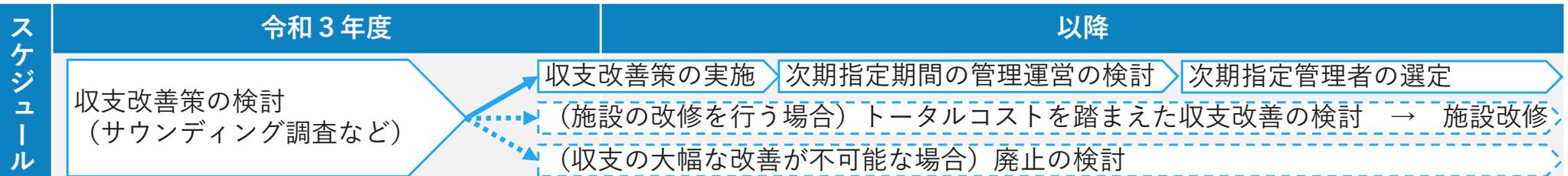
必要性はあるが、収支の改善が必須。

- 競技者の練習拠点や、オリンピック選手を輩出するなど、本県の特徴としても重要であり、必要性は高い。
- 財政的負担が大きい施設であるが、他県の類似施設に比べて使用料収入が低い水準にとどまるなど、収支を改善できる余地がある。

見直しの方向性

令和3年度中に収支の改善策を取りまとめ、収支の大幅な改善が不可能な場合は、施設の廃止も含めて検討。

- サウンディング調査などを行い、令和3年度中に収支の改善策を取りまとめ、当該改善策に基づく対応を速やかに実施する。なお、収支の大幅な改善が不可能な場合は、施設の廃止も含めて検討する。
- リンクハウス建替などの改修を行う場合、改修費用だけでなく、民間の意見も聞きながら、収支の抜本的な改善も含めたトータルコストを踏まえて検討する。



3 ぐんまフラワーパーク（所在地：前橋市）

(1) 課題

- 競合施設や新たな花の見所が増加し、**入園者数が減少**している。（H4：89万人→H11：44万人→H30：24万人）
- 施設の老朽化が進んでいる。**魅力を抜本的に向上させるためには施設のリニューアルが必要だが、多額の改修費用がかかる。**
- 花き振興や学習の機能が弱くなり、**集客施設としての役割が中心となっている**。集客施設、赤城南麓の観光拠点としてより活性化させるためには、民間事業者や地元前橋市との連携・協力が必要。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 財政的に余裕がある時代はこうした施設を持っていることが正しかったかもしれないが、少子高齢化の進展を考え、無理して持つ必要はないと考えることも必要。
- 園長が交代し、黒字転換された他県の類似施設もあることから、ハードに加え、ソフト面の工夫が重要

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

県の関与が大きいまま、施設を維持する必要性は低い。

- 集客施設としての役割が中心となっていることから、民間のノウハウをさらに活用して運営することで、より効率的な運営が可能。
- 公的な関与や制約を少なくすることで、より自由なアイデアによる運営が可能となり、施設の魅力向上や地域活性化につなげることが期待できる。

見直しの方向性

前橋市と連携し、コンセッション方式（公設民営の一手法）による運営または民間売却に向けた手続きを進める。

- 県・市連携プロジェクトチームにおいて、施設の活用方法を検討。今後の方向性として「赤城南麓の観光拠点・ハブ施設」等と位置づけ、民間ノウハウを活用することとした。
- 具体的な活用方法検討のため、令和3年度サウンディング型市場調査を実施。事業化の手法としては、コンセッション方式（公設民営の一手法）、民間への売却等を検討。



4 敷島公園水泳場（所在地：前橋市）

(1) 課題

- 平成8年に建築され、本県の水泳競技の拠点として活用されてきたが、水深やレーン幅が現在の水泳競技の公認基準に合わなくなっていることに加え、劣化も進んでいる。
- 令和2年10月に整備方針を発表。①現在地での建替え、②現在の3槽から2槽の屋内プールとすることとした。
- 整備には多額の費用が必要であり、整備費や維持費を抑えるための対応が課題。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 大型施設の建設や維持を自治体単独で考える時代ではない。前橋市など関係団体と一体となった考え方を打ち出すことが必要。
- 50mの室内競技用プールを整備する必要性はあると思うが、完成後に周辺の県立高校のプールを削減するなどの検討も必要。
- 前橋市や近隣市町村も含めてプールの総量を考えた方が良い。
- 人が来てお金を落とす仕組みや、公共交通機関でのアクセス強化が必要。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

必要な施設である。

- 県内に全国大会レベルの公認基準を満たしたプールはほかにないことから、継続して運営することが必要。
- 整備の必要性は高いが、整備費や将来的な維持費を抑えるための検討は必須。

見直しの方向性

効率的な整備手法・運営方法の検討を徹底し、 財政負担の縮減を図る。

- PFI導入を視野に基本計画の策定作業を進め、整備費や維持費を極力抑えた形での整備とする。
- 敷島エリアのランドデザインの策定など、前橋市との協議を十分行い、水泳場整備の方向性に反映させる。



5 県立図書館（所在地：前橋市）

(1) 課題

- 主な**利用者が前橋市民に偏っている**（現在の登録者の6割、新規登録者の半数以上が前橋市民である）。特に一般図書においては、前橋市立図書館との資料の重複があり、その貸出やレファレンスにおいて**サービスの重複が発生**している。
- 令和元年度末時点での蔵書数850,569冊に対して、収蔵可能冊数は約82万冊であり、既に書架の稼働率が100%を超えている。**蔵書の対応について抜本的な対策が必要**。また、雨漏り対策のほか、空調やエレベータ設備の改修などが見込まれている。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 今の県立図書館はソフトの問題が大きい。市立図書館との合築を進めたほうがよい。
- 県民会館と敷地を一体利用にすれば駐車場も増え、安全にもなる。より機能的、効率的な土地利用ができる。
- 県の図書館はより芸術や文化等の専門性の高い資料を責任をもって集めて、知の拠点として保存・貸出するようにお願いしたい。
- 文書館でもキャパシティがない、老朽化などの問題を抱えているので、併せて考えるのが戦略的には良い。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

必要な施設であるが、市立図書館とのサービスの重複は解消すべき。

- 専門的図書の整備、市町村立図書館等の支援など、県立として施設を設置する役割は大きい。
- 一方で、特に施設が設置されている前橋市の図書館とのサービス重複を解消する必要がある。

見直しの方向性

前橋市と連携し、市立図書館とのサービス重複の解消に向けた具体的な取組を進める。

- 運営面でのサービス重複の解消を図る。
- 市立図書館との合築による再整備についても検討する。
- 文書館との機能統合も念頭に、再整備について検討する。

	令和3年度	以降
スケジュール	運営面でのサービス重複の解消 → 新たな運営の考え方に基づくサービス開始 ※文書館との機能統合などの再整備の検討	
	合築による再整備も検討	(合築する場合) 基本構想・基本計画の策定・基本設計等

6 県立妙義青少年自然の家（所在地：富岡市）

(1) 課題

- 少子化や学校の統廃合の影響もあり、**利用者は減少している**（S54：37,857人→H11：20,024人→H30：12,190人）。**県立青少年自然の家3施設**（北毛、妙義、東毛）**の中で、妙義青少年自然の家が利用者数・利用率ともに最低**である。
- 施設の老朽化が進み、空調整備やアスベスト対策の他、雨漏り対策などの修繕・改修費用が必要である。**ほかの県立青少年自然の家と比べても、多額の修繕・改修費用が必要**となっている。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 当該場所の活用について、富岡市とどれだけ連携ができるのか、どれだけ話し合う機会が持てるのかが重要。
- 児童減少や中核市の独自の施設の開設等を鑑みて、利用者の他の県有2施設への振り分けを検討したほうが良い。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

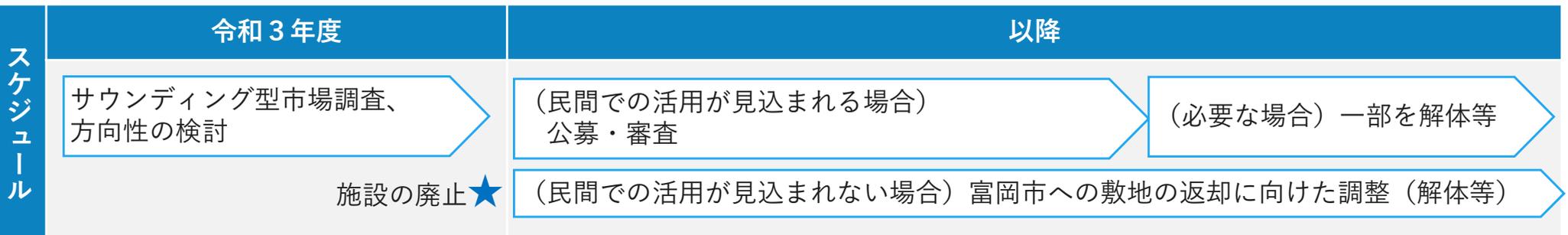
多額の改修費用をかけてまで、維持する必要性は低い。

- 少子化や学校の統廃合の影響により、県立青少年の自然の家全体で利用者が減少。その中でも、妙義青少年自然の家は最も利用者数が少ない状態。
- 妙義青少年自然の家を廃止したとしても、これまでの利用者は、ほかの県立青少年自然の家2施設で受け入れ可能。

見直しの方向性

**令和3年度限りで施設を廃止する。
廃止後の施設の利活用について、富岡市と協議しながら検討を進める。**

- 既に予約受付済みの学校利用に影響が出ないよう、令和3年度限りで廃止とする。
- 令和3年度にサウンディング型市場調査を実施し、施設を活用した民間事業者による自然体験などの類似サービスが提供できないか検討を進める。



7 ぐんま総合情報センター（ぐんまちゃん家）（所在地：東京都）

(1) 課題

- 平成30年度に銀座5丁目から銀座7丁目へ移転し、リニューアルオープンした。立地条件や新型コロナの影響から、移転前と比べて来場者数が減少し、今後も移転前のような来場者を見込むことは難しいと考えられる。
- 新しい生活様式や、ニューノーマルなビジネスモデルの定着を前提に考えた場合、物理的なアンテナショップの必要性や、インターネットを利用した物品販売・情報発信の強化について検討する必要がある。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 東京に店舗をおかなくても、ネット上で情報発信・物販をすればそれで十分
- 最近、テレビやネットで群馬がよく紹介されているので、メディアの対応部門は東京事務所に残してもよいのではないか。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

現在の施設を維持する必要性は低い。

- 新型コロナウイルス感染症の影響などの環境の変化を踏まえると、県が多額の経費をかけてまでアンテナショップを運営する必要性は低い。

見直しの方向性

県の地域機関としては廃止し、その機能は令和3年度から東京事務所へ集約。

委託事業として行っているアンテナショップの機能は、令和4年度までに方向性を検討。

- 県の地域機関として実施しているパブリシティ活動（情報発信、観光誘客）の機能は、東京事務所へ集約。
- 現在の施設の賃貸借期間が令和4年度末まで残っているため、アンテナショップの機能は、契約期間満了までに方向性を検討。

スケジュール

令和3年度

令和4年度

地域機関の機能（県の情報発信、観光誘客） → 東京事務所へ集約

アンテナショップの機能

賃貸借期間満了★

8 群馬県憩の森・森林学習センター（所在地：渋川市）

(1) 課題

- ・ 伊香保温泉や水沢うどん街などの観光地に近接し、恵まれた立地環境に位置しているものの、利用者数は少ない。
- ・ 他の都道府県で設置した森林学習施設では、指定管理者制度の導入が進んでいる

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- ・ ボランティアの育成は必要だと思うが、森林に親しんでもらうためのきっかけづくりの施設としては足りない。
- ・ キャンプ場などのニーズが高まっていることから、憩の森の敷地は活用の方法はある。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

森林学習センターを維持する必要性は低い。

- ・ 利用者数が少なく、県の森林環境教育の拠点としての機能を十分発揮できていない。拠点機能は、他の県有施設でも代替可能。
- ・ 憩の森は、自然体験のフィールドとして、当面活用が見込まれる。
- ・ ボランティアの拠点機能は継続する必要がある。

見直しの方向性

森林学習センターは廃止。
憩の森を含めた施設全体の新たな活用方法や、
運営について指定管理者制度の導入等を検討。
森林ボランティア支援センターのあり方は別途検討。

- ・ 森林学習センターは廃止する（県職員は配置しない）。
- ・ 観光やワーケーション、トレイルランニングのコース化など、施設の新たな活用方法を検討する。
- ・ 施設全体の運営について、活動実績を上げているボランティア団体のノウハウ活用や、伊香保森林公園との一体管理などの観点から、指定管理者制度の導入等を検討する。

スケジュール

令和3年度

サウンディング型市場調査、
活用の方向性の検討

以降

（指定管理者制度を導入する場合）
指定管理者の募集・選定

指定管理者による
管理開始

★
森林学習センターの廃止

9 緑化センター・附属見本園（所在地：邑楽町）

(1) 課題

- 都市公園や自然公園等の整備が進み、**県民により身近な地域で緑化に関する学習機会を提供できる環境が整っている。**
- 他の都道府県では**指定管理者制度により運営されている緑化センターもある。**直営で県職員が常駐して施設を管理するよりも、民間活力の導入により、管理運営コストの縮減やサービス向上につながる可能性がある。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 平地林としての活用や里沼地域関連事業、民間事業者との連携などを期待する。
- 現在の場所に緑化の拠点機能を置かなくてもよいのではないか。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

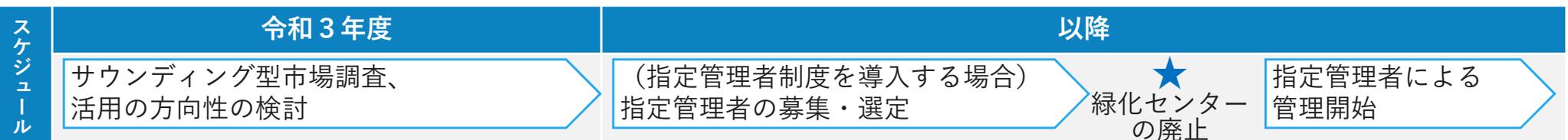
緑化センターを維持する必要性は低い。

- 県東部で集中的に事業を実施するよりも、県内各地で分散して事業を実施するほうが、より多くの県民参加が可能。
- 学習機会の提供や情報集約の機能は、他の県の機関でも代替が可能であるため、県職員が常駐する施設として維持する必要性は低い。

見直しの方向性

緑化センターは廃止。
附属見本園を含めた施設全体の新たな活用方法や、運営について指定管理者制度の導入等を検討。

- 緑化センターは廃止し（県職員は配置しない）、施設で実施している緑化事業は、県内各地の施設で分散して実施する。
- 施設としては、緑化センター・附属見本園を併せて貴重な平地林としてそのまま維持する。
- 多々良沼公園と一体的に指定管理者を公募するなど、効率的な管理運営方法を検討する。
- クビアカツヤカミキリ対策の拠点としての機能は、森林事務所等で代替。



10 群馬県ライフル射撃場（所在地：榛東村）

(1) 課題

- 設置から約40年が経過し、施設の老朽化が著しい。また、**耐震化や大会競技規定に沿った施設の改修のためには、約10億円の改修費用が必要。**
- 利用者は年間1,000人、1日あたり10人程度で推移している。主な利用者は、県ライフル射撃協会の協会員と県内に唯一射撃部を有する明和県立高等学校の射撃部の生徒であり、両者を合わせた実人数は約100人。**利用者が非常に限定的な施設**である。

(2) 県有施設のあり方見直し委員会 委員からの主な意見

- 競技ライフルの競技者は過少であり、週末にわずかな人が利用するだけであれば、全26台×2もの電子標的を導入する必要は感じない。
- 国民スポーツ大会の開催は、他県の施設を使っても良いのではないかと思う。
- もし改修するのであれば、受益者負担のような形を考えるのがよい。
- フルスペックではなく、縮小した形での整備であれば費用が抑えられる。

(3) 施設の今後のあり方

県有施設としての必要性

多額の改修費用をかけ、大規模大会が開催可能な施設まで改修する必要性は低い。

- 施設を廃止した場合、県内での練習拠点が失われる。
- 日常的な利用者が非常に限定的であるため、大規模大会が開催可能なフルスペックの施設まで改修する必要性は低い。

見直しの方向性

**当面は現在の施設を維持する。
多額の費用を要する大規模な改修は行わない。**

- 大規模大会が開催される場合は、他県施設や仮設会場での開催により対応する。
- 廃止した場合の競技者への影響を考慮し、現施設で練習拠点としての機能を当面維持する。

令和3年度以降

当面は施設を維持
※多額の費用を要する大規模な改修は行わない。

今後の展開

- 今後、最終報告に記載した見直しの方向性に沿って、10施設について具体的な手続きなどの見直し作業を速やかに進める。
- 少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など、人口減少社会において、持続可能な行財政運営を行っていくためには、行財政改革への不断の取組が不可欠である。
- 今回見直しの対象としなかった県有施設においても、施設の老朽化、社会情勢や利用者ニーズの変化など、対応すべき様々な課題があることから、今回の10施設の見直し作業に係る進捗状況も踏まえた上で、あり方見直しについて検討する。